

- 当書面は、火災保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。ご契約前に最後までお読みいただき、お手元大切に保管してください。
保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者にもこの書面のご説明をお願いいたします。
- 当書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、当会社のホームページ（裏面に掲載）から「普通保険約款・特約」をご確認ください。

契約概要 賃貸住宅に住むときの保険について

用語の説明

保険料	被保険者が被る危険を当社が負担するための対価として、保険契約者が当社に支払う金銭のことをいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭のことをいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	借戸室に居住する次の者をいい、個人に限ります。 ①保険契約申込書等に記載の被保険者（入居者） ②生活の本拠として借戸室に①と同居する者（当社と締結した他の保険契約における被保険者である者を除く） ※生活の本拠として借戸室に①と同居しなくなった場合は、被保険者には含まれません。
借戸室	保険契約申込書等に記載の建物または戸室をいい、これに付随する物置、車庫その他の付属建物を含みます。 一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約の対象である場合については、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室全体を借戸室として取り扱います。
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
普通保険約款・特約	ご契約内容を具体的に記した条文のことです。 ご契約の中心となる普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定などをする特約があります。

1. 商品の仕組み

この保険は、賃貸住宅での生活に関して必要となる補償（家財補償、費用補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償）をセットした商品です。火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、火災や水漏れ等の事故により、被保険者が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

2. 保険の対象

保険の対象（目的）は、借戸室に収容され、かつ、被保険者が所有する家具や生活家電、衣類等の「家財」です。

3. 保険の対象に含まれないもの

- ①船舶、航空機、自動車等
- ②通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ③貴金属、宝石、書画、骨董、カメラ、楽器、バッグ等で、1個または1組の時価額が30万円を超える物
- ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ⑤稿本、設計書、図案、証券、帳簿その他これらに類する物
- ⑥商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- ⑦コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- ⑧動物、植物等の生物および食品その他これらに類する物
- ⑨電球、ブラウン管その他これらに類する物 など

4. ご契約コース（保険金額と保険料）

ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご注意ください。

- (1)保険金額を決める際の基準額
家財については再調達価額で、貴金属、宝石、書画、骨董その他の美術品ならびに時計、カメラ、楽器、バッグについては時価額で評価した金額が保険金額を決める際の基準となります。
- (2)保険金額の決め方
事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう(1)の基準額により保険金額をお決めください。基準額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは基準額を限度とします。
また、保険金額が過少となる場合には保険の目的である家財の再調達価額に不足が生じますのでご注意ください。
- (3)保険料は、保険金額と保険期間により決定されます。保険契約申込書をご確認ください。

5. 保険期間

この保険の保険期間は、1年間または2年間です。保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。保険期間については保険契約申込書をご確認ください。

6. 払込方法・保険期間開始日

保険料は当社が指定する方法にて、保険期間が開始する前に一括してお支払いください。保険契約申込書記載の保険期間開始日または払込猶予期間までに保険料が支払われない場合は、当社は保険契約上の責任を開始せず、保険料が払込まれた時から当社の保険契約上の責任を負います。

7. 保険責任期間

当社が保険契約の申込みを承諾し、保険料が払込まれたことを条件として、当社の保険責任は、保険期間開始日の0時に始まり、ただし、保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。
なお、「保険料のコンビニエンスストア支払特約」等※が付帯された保険契約は、保険期間が始まった後、保険料の払込猶予期間かつ保険料の払込み前に生じた事故については、当社が保険料の受領後に保険金をお支払いします。

※保険料のコンビニエンスストア支払特約、保険料のクレジットカード支払特約、保険料の口座振替支払特約、保険料の保証会社支払特約、保険料のスマートフォン決済支払特約をいいます。

8. 保険料の払込猶予期間

- (1)新規契約の場合
保険料の払込猶予期間はありませぬ。ただし、「保険料のコンビニエンスストア支払特約」等が付帯された保険契約の払込猶予期間は、保険期間開始日の属する月の翌月末日です。
- (2)更新契約の場合
更新契約の保険期間開始日の属する月の翌月末日までを保険料払込猶予期間とします。この保険料払込猶予期間内に更新後の保険料の払込みが確認できた場合には、更新契約されたものとして取扱い、更新契約の保険期間開始日は更新前契約の保険期間満了日の翌日となります。

9. 特約とその概要

この保険でセットされる特約およびその概要につきましては、普通保険約款・特約をご確認ください。

10. 保険金をお支払いする主な場合（補償内容）

保険金をお支払いする主な場合は下記の通りです。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合（補償内容）	限度額			
家財補償	家財保険金	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発	1事故 家財保険金額が限度		
		④風災・ひょう災・雪災（再調達価額で算出した損害額が20万円以上の場合）			
		⑤借戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊			
		⑥給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水による水濡れ			
		⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
		⑧水災		借戸室が床上浸水を被った場合 借戸室または借戸室が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合	1事故 家財保険金額×10%が限度
		⑨盗難による 盗取・き損・汚損		自転車・原動機付自転車の盗難	1事故10万円が限度
	貴金属・宝石・美術品等の盗難		1個(1組)30万円・1事故100万円が限度		
	上記以外の家財の盗難		1事故 家財保険金額が限度		
	⑩生活用の通貨 または預貯金証書の盗難	生活用の通貨の盗難	1事故20万円が限度		
預貯金証書の盗難		1事故200万円が限度			
持ち出し家財保険金	日本国内の借戸室以外の建築物内で、 上記①～⑧の事故により一時的に持ち出された家財に損害が生じた場合	1事故30万円が限度			
費用補償	被災時臨時費用 保険金	上記①～⑧の事故により家財保険金が支払われる場合において、居住不可能になり	(1)～(4)の合計 1事故 家財保険金額の30%または 100万円のいずれか低い額が限度		
		(1)宿泊施設への臨時宿泊費用を要した場合			
		(2)転居の際の家財の運搬費用を要した場合			
		(3)転居および一時避難の際の交通費を要した場合			
	残存物取片付け費用 保険金	上記①～⑧の事故により家財保険金が支払われる場合において、 損害を受けた家財の残存物の取片付けに必要な費用を要した場合	1事故 家財保険金額×10%が限度		
		地震等災害見舞費用 保険金		地震・噴火・津波により借戸室に居住できなくなった結果、転居する場合	1事故一律30万円をお支払い
				地震・噴火・津波により家財保険金額の20%以上の損害が生じた場合	1事故一律5万円をお支払い
失火見舞費用 保険金	借戸室から発生した上記①・③の事故により家財保険金が支払われる場合において、 第三者の所有物に滅失・き損・汚損が生じた場合（煙損害・臭気付着除く）	被災世帯×10万円 ただし家財保険金額×20%が限度			
ドアロック交換費用 保険金	借戸室の玄関ドアの鍵を盗取された場合	1事故3万円が限度			
	ピッキングによる開錠、いたずら等によりドアロック機能が失われた場合				
ストーカー対策費用 保険金	保険期間中にストーカー被害を警察へ届出・受理された場合において、 録画録音機器、各種防犯機器、弁護士費用（相談料・着手金のみ）を要した場合	1事故10万円が限度			
修理費用補償	修理費用等保険金	(1)上記①～⑩の事故により借戸室に損害が生じた場合	1事故100万円が限度		
		(2)上記①～⑩の事故以外の不測かつ突発的な事故により 借戸室の洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属品に損害が生じた場合	1事故30万円が限度		
		(3)凍結により借戸室の専用水道管や借戸室に備え付けの給湯器に損害が生じた場合			
		(4)借戸室の窓ガラスの熱割れが生じた場合			
		(5)借戸室内における被保険者の死亡による借戸室の損害が生じた場合			
	(6)被保険者死亡により借戸室の賃貸借契約が終了する場合において、 遺品整理費用が生じた場合	(5)と(6)の費用を合計して 1事故100万円が限度			
賠償責任補償	借家人賠償責任 保険金	火災、破裂、爆発、水濡れの事故により、借戸室の貸主に対し法律上の賠償責任を負った場合	1事故1,000万円が限度		
		火災、破裂、爆発、水濡れ以外の不測かつ突発的な事故により、 借戸室の貸主に対し法律上の賠償責任を負った場合	1事故50万円が限度 ※免責金額：1万円		
個人賠償責任 保険金	借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故により、 他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負った場合	日常生活に起因する偶然な事故により、 他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負った場合	1事故1,000万円が限度		

上記以外に、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用として当会社が認める次の費用を損害防止費用としてお支払いします。

(1)消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用 (2)消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 (3)消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

11. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は下記の通りです。

- ・保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害や損害賠償責任
- ・保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難
- ・借戸室の欠陥によって生じた損害または自然の消耗
もしくは劣化または性質の変化、変質、さび、かび、腐敗、腐食、
浸食、ひび割れ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは
虫食い等によって生じた損害
- ・保険の目的である家財の置忘れ、紛失または不注意による廃棄に
よって生じた損害
- ・借戸室を貸主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡し後に発
見された原状回復費用
- ・被保険者の心神喪失または指図による借戸室の損壊
- ・借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事
- ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ・被保険者相互間の損害賠償責任
- ・被保険者が借戸室を明け渡した後に発見された借戸室の損壊に
起因する損害賠償責任

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他
これらに類似の事変または暴動による損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによって発生した津波による損害
(一部、地震等災害見舞費用補償が適応になる場合あり) など

12. 保険金の支払限度額

1事故につき、お支払いする家財保険金・持ち出し家財保険金・費用保
険金・修理費用保険金の合計金額は1,000万円が限度です。また、1事
故につき、お支払いする借家人賠償責任保険金・個人賠償責任保
険金の合計金額は1,000万円が限度です。
各ご契約コースおよびお支払いする保険金の種類に応じて、1事故の
保険金の支払限度額と保険期間中の契約合計支払限度額が定められて
います。各限度額については普通保険約款・特約をご確認ください。

13. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

14. 地震保険料控除

この保険の保険料は地震保険料控除制度の対象ではありません。

注意喚起情報 ご契約の際にご確認いただきたいこと

1. 告知義務

保険契約申込書の記載事項は正しく記載してください。下記告知事項が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

- ① 保険契約者・被保険者の氏名または名称
- ② 保険契約者・被保険者の生年月日
- ③ 借戸室の所在地
- ④ 家財を収容する借戸室の用途

2. 複数契約の禁止

この保険契約の被保険者は、法令による引受保険金額の制限のため、重複して当会社の他の保険契約の被保険者となることはできません。また、当会社の他の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

3. 法令による引受制限

- (1) 引受可能な保険期間は、2年までです。
- (2) 引受可能な保険金額は、損害保険および保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険について、それぞれ以下の金額が上限です。
 - ① 被保険者1名につき1,000万円
 - ② 保険契約者1名につき10億円

4. 保険契約の失効

保険契約締結の後、保険の目的である家財の全部が滅失した場合には、その事実が発生したときに保険契約は効力を失います。この場合には、当会社で定めるところにより算出した額を返還します。

5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 保険契約者や被保険者が当会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) (1)および(2)と同程度に当会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- (4) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等）に該当または関与している場合

6. 補償重複に関する事項

補償内容が同様の他社の保険契約がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複するとお支払いの対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われないことがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき要否をご判断ください。

7. クーリングオフ（契約申込の撤回等）

ご契約の申込日または重要事項説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、書面または電磁的記録により、ご契約のお申込みの撤回または解除（以下、「クーリングオフ」といいます）を行うことができます。

- (1) クーリングオフの方法
クーリングオフを希望する旨、契約者名、住所、電話番号、申込日、申込番号、代理店名を、下記のいずれかの方法によりご通知ください。
 - ・ 郵送の場合
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9-702
ユーミーL A少額短期保険(株) クーリングオフ係へご郵送ください。
 - ・ お問合せフォームの場合
当会社ホームページ（<https://www.la-shotan.com>）のお問合せフォームよりご申請ください。
- (2) 下記の場合はクーリングオフできませんのでご注意ください。
 - ・ 保険期間が1年間以下のご契約
 - ・ 営業または事業のための契約
 - ・ 法人または社団・財団等が締結されたご契約
 - ・ すでに保険金をお支払いする事由が発生している場合

8. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

損害保険契約者保護機構による資金援助等の対象ではありません。ただし、当会社は、保険業法に基づいて、事業規模に応じた保証金の供託を行い、不測の事態に備えています。

9. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・保険契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当会社と直接契約されたものとなります。

10. その他ご注意ください事項

事故が当会社の想定を超えて頻発した結果、経営維持に重大な影響が生じた場合には、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の更新を引き受けられないこと、保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。また、巨大災害等により保険金の支払いが一時に多数発生し保険金を全額支払うことにより、当会社の事業収支を著しく悪化させると認められる場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

11. 紛争処理機関のご案内

当会社との間で問題解決ができない場合は、指定紛争解決機関をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL/0120-82-1144 FAX/03-3297-0755
受付時間/9:00~12:00、13:00~17:00
土・日・祝・および年末年始休業期間を除く

12. 通知義務（ご契約後に連絡いただくべき事項）

- (1) 以下の事実が発生した場合には、当会社へご通知ください。
 - ① 借戸室の用途を変更した場合
 - ② 借戸室に被保険者が居住しなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
 - ④ 上記以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- (2) 以下の事実が発生した場合には、ご契約内容の変更手続き（異動）を行ってください。
 - ① 保険契約者や被保険者の氏名・連絡先・住所を変更する場合
 - ② 借戸室を変更する場合
 - ③ 上記以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

13. 更新手続き

この保険契約が満了日を迎える前に、保険契約者へ更新案内をお送りします。保険契約を更新する場合は、更新案内に記載された払込期日までに更新契約にかかる保険料をお支払いください。期日中に保険料が払込まれた場合に、当会社は保険契約者が更新後保険契約の内容を了承したものとみなします。保険契約が更新された場合は、当会社は保険契約の更新完了に関するご案内をお送りします。

14. 解約手続き

- (1) 保険期間中に退去などでご契約を解約される場合は、保険契約者による解約手続きが必要です。当会社ホームページで、解約をご申請ください。
- (2) 保険契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は次の算式により算出した額を返還します。原則として解約手続きが終了した日から10営業日以内に指定の口座にお振込みします。
解約日（事由発生日）は、保険契約者が解約申請をした日より前に遡ることはできませんのでご注意ください。

解約返戻金 計算式

$$(\text{保険料} \times 0.88) \times \frac{(\text{保険期間 (月数)} - \text{既経過期間})}{\text{保険期間 (月数)}} - 1,000 \text{円}$$

10円未満を四捨五入し、10円単位とします。
既経過期間は、保険期間開始日または更新契約の保険期間開始日から解約日までの月数をいいます。月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

15. 解除または失効の場合の返還保険料

保険契約が解除または失効となった場合には、14. 解約手続き(2)に記載の算式により算出した額を未経過期間に対応する保険料として、保険契約者に返還します。

事故が発生した場合

- (1)事故が発生した場合は、直ちに当会社までご連絡ください。
- (2)損害があったことを当社が現地にて確認する場合がありますので、当社の調査前に損害品の処分等をしないでください。
- (3)賠償責任にかかる事故が発生した場合は、必ず当社にご相談のうえ、示談交渉を行ってください。当社の承認がないままで、被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には保険金をお支払いできないことがあります。
- (4)保険金を請求する場合には、当社が求める所定の書類をご提出ください。

ご確認ください

お申込みの前に、お客様のご意向を把握した申込内容になっていることをご確認ください。
万が一、お客様のご意向に沿った申込内容になっていない場合は、ご契約前に取扱代理店にお申しつけください。

1.当初意向・お客様の情報の把握

この保険は、家財補償、費用補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償をセットにした賃貸住宅に住む方のための商品です。お客様のご意向に合致しているかご確認ください。

2.商品情報のご提供

パンフレットや当書面をお読みいただき、補償内容や注意喚起情報についてご確認ください。

3.加入コースのご提案

ご提案した加入コースは、お客様の意向や情報に合致したコースとなっているかご確認ください。

4.お客様ご確認事項

保険契約申込書に、保険契約者、入居者（被保険者）、保険の対象の所在地（借戸室）等の情報が正しく記載されていることをご確認ください。

お客様の個人情報の取扱いについて

当社は個人情報を次の目的のために利用し、これらの目的以外に利用することはありません。

- (1)各種保険契約の引き受け、ご継続・契約維持の管理
- (2)保険金・給付金のお支払い
- (3)各種商品、サービスの改善・充実のためのアンケート
- (4)関連会社・提携会社を含む各種サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- (5)当会社業務に関する情報のご提供
- (6)他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託されたその業務の遂行
- (7)その他、保険に関連・付随する業務の運営管理

●支払時情報交換制度について

前記(1)での利用目的に則して、当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

●センシティブ（機微）情報について


センシティブ（機微）情報については、保険業法施行規則第53条の10に基づき、その利用目的が業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に限定されています。これらの情報については限定されている目的以外では利用いたしません。

●第三者への提供

当社は、次の場合を除き本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

<p>各種手続き</p>	<p>解約・契約内容の変更(異動)のお手続き https://ym-la.you-me.co.jp</p>	 <p>インターネット上で手続きすることが難しい方は、お客様サービスデスクまでご連絡ください。</p>
<p>補償内容の確認</p>	<p>契約内容・普通保険約款の閲覧 https://www.la-shotan.com/contractor.php</p>	 <p>ご契約内容の確認には、ユーザーID、パスワードが必要です。インターネット上で手続きすることが難しい方は、お客様サービスデスクまでご連絡ください。</p>
<p>お客様サービスデスク</p>	<p>保険に関するお問合せ  0120-808-028 受付時間/10:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>お問い合わせ内容により、取扱代理店へお掛け直しいただく場合がございますのでご了承ください。また、満期のご案内等、当社からショートメールサービスを利用したご案内をお送りする場合がございます。</p>

<p>事故受付センター</p>	<p>事故(保険金請求)に関するお問合せ  0120-803-881 24時間365日対応</p> <p>事故の手続きに関するご案内/9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>水まわりやカギのトラブル、水道管凍結の溶解依頼は、管理会社または指定サービス業者等にご連絡ください。</p>
-----------------	---	---